

変革・創造・実践

酒造好適米の状況と今後の取り組みについて

私たち全農グループは、**生産者と消費者を
安心で結ぶ懸け橋**になります。

私たちは「安心」を3つの視点で考えます。

- 営農と生活を支援し、元気な産地づくりに取り組みます。
- 安全で新鮮な国産農畜産物を消費者にお届けします。
- 地球の環境保全に積極的に取り組みます。

JA全農 米穀部

1. 本会の酒米契約栽培の仕組み

- 本会では、酒米（酒造好適米・醸造用一般米）の安定生産に資するよう、日本酒造組合中央会と連携し、複数年契約を含む契約栽培に取り組んでいます。

酒米契約栽培の概要

- 需要者様から報告いただいた購入計画（需要）数量をもとに、各産地が銘柄別生産計画を策定
- 不作時等を考慮し、契約可能数量として生産計画の8割～10割を需要者様に提示
- 需要者様は、提示数量の範囲内で契約申込み
- 収穫（集荷）量の見通しが立った段階で、双方協議のうえ、追加契約

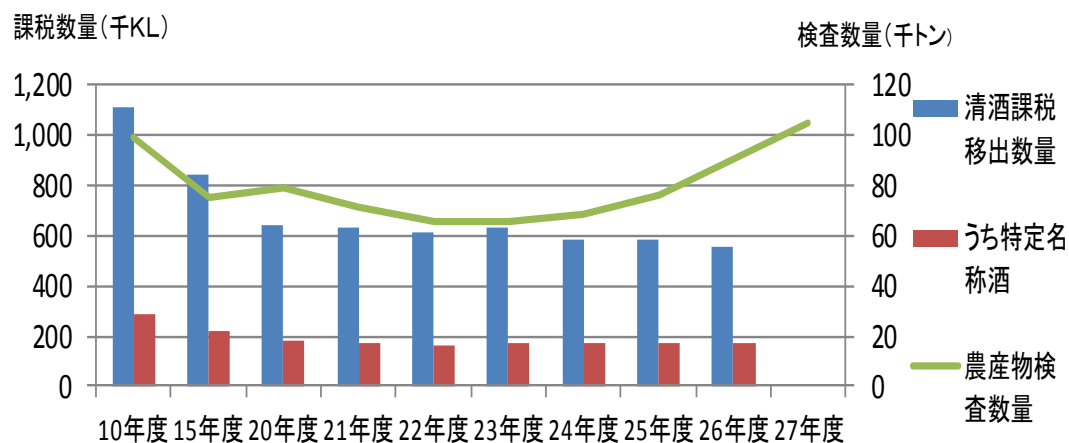
○酒米契約栽培のスケジュール（イメージ）

時期	需要者様	産地（全農）
生産年前年 11月	購入計画数量（複数年分）の報告 <適宜、個別聞き取り>	生産計画の策定
生産年3～4月	購入・契約の検討 ↓ 購入数量の契約申込	第1次数量提示（複数年分） ↓ 契約可能数量の確認
生産年4月ごろ	売買契約の締結	
生産年6月ごろ	情報	出荷契約のとりまとめ 情報提供
出来秋前 出来秋	当年産価格協議・決定	
	出荷開始	
出来秋以降	情報	集荷の積み上げ ↓ 集荷見込のとりまとめ 情報提供 ↓ 作柄・集荷状況に応じた当年産契約の追加

2. 酒造好適米をめぐる近年の経過

- 清酒の課税移出数量は長期的に減少傾向にあり、平成10年度を100とした場合、平成26年度では50%にまで出荷数量が減少しています（いずれも酒造年度実績ベース）。
- このことに伴い、酒造好適米については毎年減産せざるを得なくなる一方で、栽培が難しく収量性が悪いことに加え、生産者の高齢化等もあり、生産をめぐる環境は厳しい状況となりました。
- こうしたなか、東日本大震災後の復興支援等による需要増とともに、消費者の嗜好の変化等も重なり、特に高精白米を使用する酒が多く飲まれ、山田錦等、一部銘柄の需要が急激に拡大しました。
- しかしながら、急激な需要拡大に即応した種子や圃場の確保は現実的には難しく、2か年程度、需要に応じた酒造好適米の生産・確保が出来ない状況となりました。
- このことから、26年産以降、新たに認められた生産数量目標の枠外での生産を含め、需要者様の希望数量の確保に向け、種子の計画的な確保のほか、多少の不作時にも対応できるよう圃場（作付面積）の確保を進めてきました。

○清酒の課税移出数量と酒造好適米検査数量の推移



酒造年度 項目	10	15	20	21	22	23	24	25	26	27
清酒課税移出数量 (千KL)	1,109	844	640	637	616	630	588	583	556	
うち 特定名称酒 (千KL)	289	220	177	170	166	168	168	171	170	
特定名称酒比率	26%	26%	28%	27%	27%	27%	29%	29%	31%	
農産物検査数量 (千トン)	99	75	79	71	65	66	68	76	90	105

注1) 課税移出数量、特定名称酒数量は国税庁HPより。ただし、26年度について日本酒造組合中央会調べ。

注2) 農産物検査数量は農水省HPより。ただし27年産は28年1月末速報値。

3. 平成28年産以降の取り組み

- 本会が昨年12月に実施した「購入計画・需要動向調査」の結果、28年産契約栽培銘柄に係る本会への購入計画数量は52千トン(前年比88%)となりました。また、29・30年産需要数量はそれぞれ31千トンという報告になりました(29・30年産の需要数量に記載があった需要者様の数量合計)。
(注)産地と県酒造組合等が協議して生産計画を策定している一部産地については、本会の契約栽培制度外となっているため、上記数量は全国計の数字ではない。また、28年産購入計画のみを記載し、29・30年産欄に記載のないケースがある。
- これを受け各産地は、28年産の銘柄別生産計画を策定したうえで、需要者様への契約可能数量の提示に向け、現在取りまとめを実施しているところです(3月末頃までに数量を提示予定)。
- 本会は、28年産以降の需要に応じた生産や安定取引の確保に向け、産地銘柄ごとの需要量の正確な把握や需要にもとづかず生産された米の扱いの検討、複数年契約の拡大、単年度需給の変動に対応した対策等に取り組んでいきます。

今後の取り組みにおける方向性として

1. 需要にもとづく生産の徹底
⇒ 産地銘柄ごとの需要量の正確な把握
2. 需要にもとづかず生産された米の取扱い
⇒ 契約栽培分との格差設定の必要性
3. 複数年契約による安定生産・安定供給体制の確立
⇒ 取引の太宗を複数年契約で取り組み、単年契約によって微調整
4. 豊凶時の対応
⇒ 一定程度の古米使用の容認(2～3年スパンで需給調整する仕組みの構築)
5. 需要の急拡大等への対応
⇒ 豊凶による供給量の変動や需要の急拡大に備えるため、必要とされる銘柄を誰がどのように確保していくべきか広く検討する必要

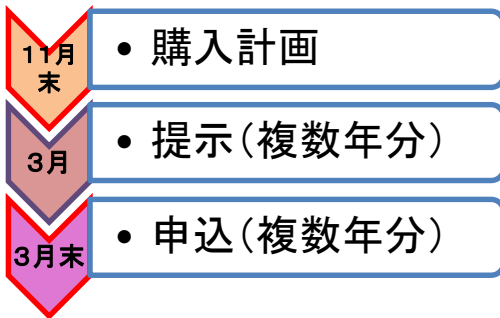
【参考】本会の複数年契約の取り組み

(日本酒造組合中央会 原料委員会 本会提案資料より抜粋)

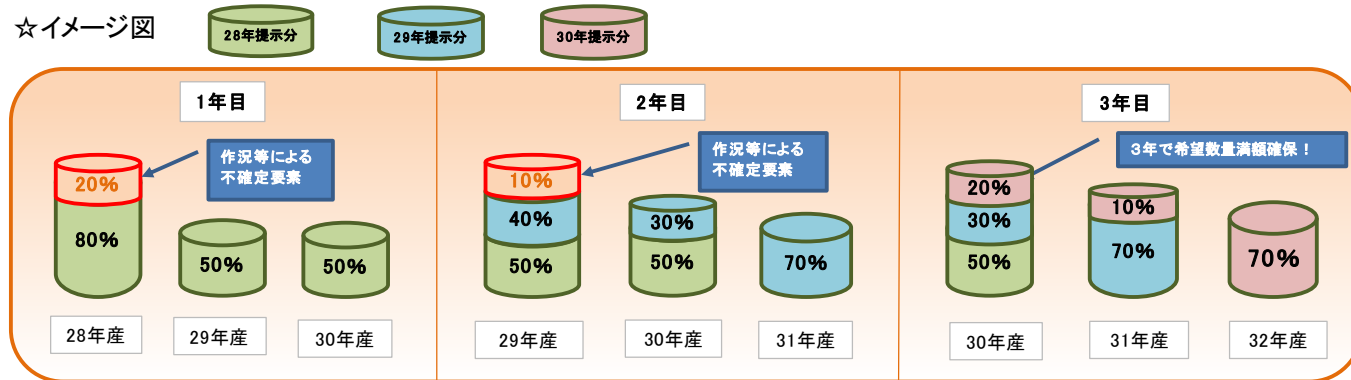
全農

本会は酒造好適米の需給の適正化をはかるため、産地銘柄ごとの販売残と需要動向を踏まえ、28年産以降、適正生産することとしています。需要者様の要望に応じた生産量を確保するため、酒米需要量の正確な把握と、安定生産・安定供給に向けた複数年契約の拡大に取り組めます。

複数年契約の流れ



☆イメージ図



※基本的な流れは通常の契約栽培と同様

複数年契約に取り組む意義

- 需要の早期把握による安定生産・安定供給
- 必要な原料を安定的に確保
- 価格の安定
- 生産者と需要者との結びつき強化

